寺

寳

波

寺

明 王 御同宿中

知られけり。 右は正保二年なれば、 永久寺と改稱せしは是より後なる事

## 〇毘沙門山來教寺

享保度に 火災に 褪り 熔失し、由緒不,詳。とあり。按する 敎寺之末也。當寺開山松林延寳四年創立、來敎寺と稱す。 教寺。とあり。但し來歷書等悉皆、先年寺火災の時燒亡して、 家等八百軒餘燒失と見ん、變異記には實永七寅三月十三日 卯辰來敎寺より出火、翌十四日辰下刻鎭火。侍家・寺院・町 寺の火災は、武家混目集に、寛永七寅年三月十三日夜丑刻 うなし。又享保度に火災に罹ると戦せたるも誤り也。來敎 べし。延寶の頃は新寺建立停止以後なれば、創立すべきや に、延寶四年創立と載せたるは、恐らくは後人の過聞なる **鸖類今傳來せずといへり。明細帳に、來敎寺者江州坂本西** 天台宗眞盛派也。三箇屋版六用集に、天台律宗毘沙門山來 卯辰山 天台宗 來敎寺より出火、風烈、 観音町·八

> 幡町·茶屋町·四丁木町·卯辰町·木綿町·卯辰袋町· 關助馬場邊不,發、惣家數七百廿八軒。 とあり。 森下町・

## 0木綿町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、茶屋町・木綿町・如來寺町。 卯辰町・木綿町・卯辰袋町燒失とあり。 た、變異能に實永七年三月十三日卯辰山來敎寺より出火、 と並べ戦せたり。元祿三年の火災記に、木綿町・茶屋町と見 の地に木綿問屋などありしゆゑ町名に呼びそめたるならん 綿・安藝木綿などありて、太平記に 見んたる しなの皮むき 取.皮以造,木綿。 因曰,袖布鄕。 と見んたる木綿は、令に東木 り。 豊後 風土配に、 速見郡 柚布郷。 此 鄕 中栲樹多生。常 あり。日本紀・萬葉集などに 見んたる 木綿はユフと訓じた 斷江詩。木綿庬下鵂鹠雨。附子崗頭躑躅春。亦衣類也。 綿をモメンと訓じ、絹布門に配戟して、木綿木名也。宋恩 か。木綿をモメンと呼べる事は、文安元年の下學集に、 かなる由縁なるにや未だ群かならず。若しくはいにしへ此 なり。今も信濃國の産物にて、楮の皮とひとしく、 に紙に 造る木なり ともあり。 いにしへ 栲といへ るものに 此の町名の起原はい ٤ 木

## 今世の木綿とは異りけり。

## 〇雨寶山慈雲寺

處、津田宇右衞門を以檢地御入、地子地に被仰付、金澤井 當寺も引越、 村に而被が下。 公,拜領之處、其後御用地に相成被,召上、替地七尾近所小嶋 窗田治部左衛門·今井 彥右衞門兩人之 旦那建立。開祖日祐 法華宗也。貞享二年の由來樹に云ふ。當寺開基、天正五年 指上。とあり。按するに、富田治部左衞門・今井彦右衞門等 **拜** 領屋敷は、 と云僧也。先寺地は能州所口に而二千三百五十歩、從高德 此の慈雲寺に牢人者を抱え置きたる事露顯し、住持咎を命 ば、天正九年利家卿能登國を賜はり入國し給ふ後なる事い **邴人、能州所口に寺地を拜領して當寺を創立せしものなら** |嶋兩所共に地子指上候儀難儀致し、明暦三年に小嶋屋敷 神職・僧侶より一統社寺所へ 請書を 出したるよし。 五年は九年の曹損ならんか。扨承應三年に、 金澤へ罷越候以後、明曆三年迄百姓に貸置候(二) 卯辰山請地に建立、只今以罷在候。能州小嶋 然處元和元年富田越後金澤へ引越被、申に付、 にて、 加能越三州の 社寺へ 殿重に達し相

**社奉行への到書寫如、左。** 

候。以上。 置」は、連判之社中越度可、被,仰付」候。 爲、共組を立御騎上申 味仕、牢人 抱置候はゞ、 可及御斷。旨、 之牢人にても、 に、此度之儀は被為,成,御赦免,候。向後不,遁者又は如何樣 に、終御斷不』申上,候儀、不屆の 仕合に 急度可,被,仰付,處 今度 卯辰 法華慈雲寺手前に牢人抱置、 度々 御觸 御座候處 重而被,仰出,之趣畏率,存候。 互に無,油斷,吟 抱置於、申は、其由緒改、早速寺社御奉行迄 見聞次第急度可。申上候。若於、隱

承應三年十二月廿五日 神明神主後見與左衞門剌 八幡神主

左

京判

岡嶋市郎兵衞殿

容日神主

**茨木右衛門殿 葛卷藏人殿** 

山森吉兵衞殿

今度金澤卯辰法華慈雲寺手前に牢人抱置、 不屆之仕合に付、急度可、被仰付 度々御觸御座候